

# 民法相続法制基礎知識 一特に、寄与分・特別受益について

田中 淳子 (愛知学院大学)

- 1 はじめに
- 2 民法における相続法制一概説
- 3 特に、特別受益、寄与分制度について
- 4 相続法改正の動向
- 5 まとめ一業務との関連性

## 1 はじめに

### 1 民法と税法との密接関連性

民法上 相続制度  
遺言書の作成、遺産分割、限定承認、遺留分  
減殺請求等

↓  
税法上 相続税、贈与税、譲渡所得課税

EX. 死亡退職金、生命保険金は民法上は相続財産ではないことを前提に考えるが、相続税法上は「みなし相続財産」として課税対象(相続税法3条)

遺産分割のやり直しは相続人全員の合意で民法上は可能だが、税法上は新たな取引とみなされ贈与税、譲渡所得税の原因となったり...

◎業務上、相続事案の処理には、税法だけでなく、「民法」の相続法制の知識が不可欠

## 2 民法における相続法制一概説

- 1. 相続制度の意義一私有財産制度の延長
  - a) 財産の承継
    - ・一定の親族の生活の保障という考え方
    - ・形成した財産の親族への承継という考え方
  - b) 私有財産性と私的自治
    - 相続制度の前提は私有財産性の尊重
    - 世代が交代しても永続的に私有財産を保障する制度的枠組み

### ○ 相続法を支える制度

#### a) 配偶者の相続権

夫婦が婚姻中に形成した財産(夫婦共同財産・民762条)→本来的に妻自身に帰属する財産の清算

#### b) 遺言相続・法定相続

原則 遺言相続(被相続人の意思を尊重)

→私的自治原則からの帰結

遺言がない場合(補充基準) 法定相続制度

→事実上原則化

## 遺言をめぐる問題～1

Q1 法定相続人以外であっても相続財産を取得できる方法はあるのか、内縁の妻へも可能か

Ans. **遺贈制度**を利用すれば、特定の団体へ寄付、内縁の妻への遺贈も可能。ただし、法律上の妻と比較し遺贈の態様が著しく不合理、過大、社会通念上不相当な場合、公序良俗違反で無効(最判昭和61年11月20日民衆40巻7号1167頁)

法律上の妻の生活を脅かす場合は×、内縁の妻の生活の維持の場合は○、包括遺贈も○の事案あり

【判例の判断基準】:遺言者の法律婚上の婚姻関係の実体の有無、程度、不倫相手との関係、公然性、遺贈の額、相続人の遺産に対する寄与分、相続人及び相手方の資力、立場等を総合的に評価

## 遺言をめぐる問題～2

## Q2 遺言とは全く異なる遺産分割協議は可能か

Ans. 原則、遺言者の意思は尊重されなければならない。しかし、遺贈は放棄可能(986条)。

特定の財産の遺贈を受けた相続人が、遺言の内容を知らなからこれと異なる遺産分割協議をした場合には、特段の事情がない限り、遺贈を放棄したものと認定。遺産分割協議が遺言に優先(東京地裁平成6年11月10日判決・金法1439号99頁)

ただし、遺言執行者が指定されている場合は別

遺言執行について必要な一切の行為をする権利義務あり(1012条1項、妨害行為禁止1013条)、遺言執行者の権利・義務の内実は議論あり＝法定遺言事項を超える遺言内容の実現にも義務を負うか

★遺言者の意思のみが尊重されるものではない

7

## C) 遺留分

被相続人に財産の処分を無条件には認めない

→最低限保障される相続分

兄弟姉妹以外の相続人(民法1028条)

→本制度の積極的根拠は乏しい(被相続人の自由な処分権を制限してまで遺留分を認める理由は明白ではない。生活の保障なのか)

8

## ○ 2. 相続人の範囲

## a) 相続能力

自然人→国籍、性別、年齢、行為能力は不問

\*胎児も相続人(民法886、721条参照)

## b) 血族相続人 第一順位～第3順位

## c) 配偶者相続人(常に相続人・民法890条)

今日、相続人資格→「血」から「人間関係」へ

→相続人の組合せ7通り

①第一順位+配偶者、②第二順位+配偶者、③第三順位+配偶者、④配偶者のみ、⑤第一順位のみ、⑥第二順位のみ、⑦第三順位のみ

9

## ○ 法定分

## a) 法定相続分

遺言がない場合、被相続人の意思を補充

## b) 指定相続分

被相続人が遺言で決める相続人の取り分

## c) 具体的相続分

法定相続分を調整(修正) 特別受益(903条)、寄与分(904条の2)による調整を経て算出された共同相続人各自の具体的な取り分

10

## 3 特に、特別受益、寄与分制度について

## 特別受益(民法903条)

第903条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する。

11

## 特別受益(民法903条)

○ 被相続人から一部の相続人に対して行われた生前贈与や遺贈など、遺産の前渡しと同視できる特別な利益を受領している場合は、法定相続分を修正

○ 相続人間の公平を実現

○ 
$$\text{相続財産} = \text{相続時の財産価値} - \text{特別受益者が受けた贈与価格}$$

特別受益財産が多額な場合は、相続分はゼロ。マイナスになっても財産を返還する義務はない。

遺言書で特別受益の持戻しを免除することも可能。ただし、遺留分を侵害する限度では無効

実務では、相当額の贈与は、特別の事情がない限り特別受益

12

### 生命保険の扱いについて

長男のみを生命保険金の受取人とした事案(最決平成16年10月29日民集58巻7号1979頁)では、他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし是認できないほど著しいものと評価すべき特段の事情がある場合には903条の類推適用によって特悦受益に準じて持ち戻しの対象となつた。

実際に、特別受益と認めた事案:保険金が遺産の総額に匹敵した事案(東京高決定平成17年10月27日家月58巻5号94頁)